

とき

TOKINO KIRAMEKI

季のきらめき

茨城県行政書士会情報誌

Vol.9

CONTENTS

◆ ユキマサ君が行く
りんりんロードで行こう
真壁・陣屋の街なみ

- ◆ 頼れる街の法律家
- ◆ 個人事業の事業承継に朗報!
- ◆ 外国人技能実習生とは?
- ◆ 茨城県行政書士会の取り組み
- ◆ 県内各地で無料相談会を実施

つくば霞ヶ浦

ユキマサくんが行く



りんりんロードで行こう 真壁・陣屋の街なみ



真壁町（桜川市）



はるかに続くりんりんロード、
真壁ももうすぐだニャ♪



つくば霞ヶ浦りんりんロード

今回は、つくば霞ヶ浦りんりんロードを自転車で走りながら、「重要伝統的建造物群保存地区」に選定された陣屋の街並みが今なお残る真壁町（桜川市）を訪ねました。

つくば霞ヶ浦りんりんロードとは、岩瀬（桜川市）を出発地、潮来を終点とし、旧筑波鉄道の廃線敷と霞ヶ浦を周回する湖岸道路を合わせた全長約180kmのサイクリングコースです。また、平成28年11月に、つくば霞ヶ浦りんりんロード・桜川～潮来間が開通したことにより、都道府県道のサイクリングロードとしては日本一の長さ（約81km）の整備が完了しました。

そんな茨城県が誇るサイクリングロードを走って、今回は、真壁の街を訪ねてみました。



つくば霞ヶ浦りんりんロードが ナショナルサイクルルート に指定!



つくば霞ヶ浦りんりんロードが今年11月に、「第1次ナショナルサイクルルート」に正式に指定されました。ナショナルサイクルルートとは、広島県・愛媛県のしまなみ海道サイクリングロード、滋賀県の琵琶湖一周サイクリングロードと並び、サイクルツーリズムの推進による観光立国の本格的なスタートとすべく国交省の指定をうけた、日本三大サイクリングロードのことで(令和元年11月現在)。

沿線8市町の連携により、広域レンタサイクルを行っているので、手ぶらで来ても、JR土浦駅りんりんスクエア(全国初の駅直結サイクリング拠点施設・シャ

ワールーム有)や、JR岩瀬駅出発所など、10ヶ所の施設から、自転車をレンタルできます。そして、事前に予約をしておけば、貸出場所と異なる施設での返却も可能です。

春の桜を始め、紅葉した筑波山の山並み、黄金の稲穂の海、霞ヶ浦周回も楽しめる多彩なサイクリングロードとして、沿線の見どころは満載ですが、今回は、特に、桜川市を訪れ、岩瀬から真壁町までサイクリングをしながら、陣屋の街真壁の魅力をご紹介しますと思います。



真壁の陣屋って？

桜川市の真壁地域は、戦国時代には、真壁氏による真壁城とそれを囲む城下町が整備されていましたが、江戸時代になり、当時の役所ともいえる陣屋がおかれ、東北からの木綿流通の拠点・商業の街として栄え、明治・大正にかけてもこの地方の文化・産業の中心地でありました。

現在では、陣屋は跡地のみとなりましたが、400年前の江戸時代の町割りはそのままだり、見世蔵・長屋門などの中世の街並みに明治期の建物群までも共存する類稀なる景観地となっています。



この懐かしさも歴史的に味わいのある貴重な「桜川市真壁」は、平成11年度から国の「登録有形文化財」制度を活用し、102棟が登録を受け、さらに、平成22年には茨城県で唯一の、国の「重要伝統的建造物群保存地区」に選定されました。



▲祀(カギ)の辻
城下町の名残で、敵が侵入しにくくするため、わざとずらした十字路

▲旧真壁郵便局

●猪瀬家住宅(黒漆門) ●川島書店(見世蔵) ●谷田部家住宅(長屋門)

登録文化財とは？



建築後50年を経過した住宅や蔵のほか、煙突・橋など幅広い建造物について保存及び活用を進めるため、平成8年に文化財保護法の改正によって登録文化財制度が成立しました。この制度により国の文化財登録原簿に登録されたものが、国の登録有形文化財、いわゆる「登録文化財」です。「指定文化財」と異なり、緩やかな規制で文化財を自由に活用できることが特徴です。

重要伝統的建造物群保存地区とは？



城下町、宿場町、門前町など全国各地に残る歴史的な集落・町並みの保存を図るため、昭和50年の文化財保護法の改正によって「重要伝統的建造物群保存地区(重伝建)」の制度が発足しました。わが国にとって特に価値が高いと判断されたものを国が選定します。(平成30年8月17日現在、重要伝統的建造物群保存地区は、川崎市など98市町村で118地区(合計面積約3,924.9ha)あり、約28,000件の伝統的建造物及び環境物件が特定され保護されています。)



イチオシは
春だニャ♪



2月4日～3月3日

真壁の陣屋街を中心に、約160軒以上の蔵や民家でお雛様が飾られます。一度訪れるとその街並みと温かなおもてなしにすっかり魅了され、リピーターとなる方が多いそうです。



見頃 3月～4月ごろ



さらに足を
延ばしてみるニャ♪

古来より桜川は「西の吉野、東の桜川」と並び称され、平安時代には紀貫之が歌に詠んだほどの山桜の名所でした。

現在日本の桜はソメイヨシノが8割で、自生種の山桜は少なくなりましたが、近年貴重な山桜の良さが再認識され、中でも55万本の山桜が見事な「桜

川のサクラ」は、国指定の「名勝」とされ、国の「天然記念物」指定を受けています。

山桜はソメイヨシノと異なり、一本一本遺伝子に個性があるため、それぞれ花の色・形・開花時期に差異があり、新緑の山々に花と同時に赤い葉が出て彩りを添えます。

「季のきらめき」第9号に寄せて



桜川市長
大塚 秀喜

「季のきらめき」第9号の発刊、おめでとうございます。

行政書士の皆様におかれましては、日頃から市行政に多大なる御支援を賜り厚く御礼申し上げます。また、市民にとって身近な街の法律家として、日々精励されておりますことに敬意を表します。

桜川市は、つくば霞ヶ浦りんりんロードの北の出发点として多くのサイクリストが訪れており、豊かな自然を体感することができます。また、真壁の町並みでは、今年も2月4日から真壁のひなまつりが開催され、心温まるおもてなしで皆様をお待ちしています。

美しい自然と歴史の残る街、桜川市へ是非お越しください。

頼れる街の法律家

行政書士は、幅広い業務を通じ、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命としています。

行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する電磁的記録や書類の作成、手続代理、その他書類作成の相談に応じること、あるいは、契約書や事実証明に関する書類の作成およびその作成の代理を行います。

行政書士には、行政事務経験者、行政書士試験合格者、他の国家試験合格者など様々な経歴、専門知識を持つ人達がおります。令和元年9月末現在、全国で会員登録者数は48,768名となっており、茨城県行政書士会には、1,196名が会員登録しています。

行政書士が行うことのできる業務範囲は、個々の業務内容を書き記し説明することは不可能に近いほど広範囲に及びます。依頼人にとっては、市販の例文集やひな形を参考に比較的容易に自分で書類を作成するという方法もあります。そうした中で、行政書士はやさしい言葉でわかり易い相談、実体法の法律要件の知識をベースに過去の事例研究や要件事実配慮し、意思表示の内容を明確に示した書類の作成に努めます。

一枚の書類が信頼と安心の明日を約束します。

平成28年4月1日に行政不服審査法が施行されました。これに対応して、平成26年12月27日に施行された改正行政書士法では、日本行政書士会連合会が実施する研修を修了した特定行政書士は、行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、再調査の請求、再審査請求等の行政不服申立て手続代理および書類の作成が出来ることになっております。

行政書士は、法律事務を行うことが認められていますが、他の法律において制限されているものについては、業務を行うことはできません。

行政書士の業務範囲

事業許可や免許の申請に関すること

- 建設業許可申請
- 宅建業免許申請
- 産業廃棄物処理業許可申請
- 介護施設、
特別養護老人ホーム開設許可申請
- 貨物自動車運送業許可申請
- 倉庫業の許可申請
- 飲食店営業許可申請
- 風俗営業許可申請
- 入札参加資格審査申請

経営実務や経営相談に関すること

- 株式会社等法人設立関係書類作成
- 会計記帳、決算書類の作成
- 各種議事録、社内規定の作成
- 各種契約書、協議書、
合意書の起案、作成
- 公的機関助成金、融資手続き
- 雇用、賃金についての相談
- 経営コンサルティング

くらしの相談、トラブル防止に関すること

- 遺言書、遺産分割協議書、相続
- 内容証明郵便の作成
- 契約解除通知、
クーリングオフ手続き
- 交通事故調査
- 自賠責保険の請求手続き
- 著作物の登録
- 任意後見手続き、
介護施設等入居契約
- 在留許可申請、帰化許可申請

住宅、不動産に関すること

- 住宅賃貸借契約書
- 不動産売買契約書
- 建築請負契約書
- 農地転用許可申請
- 開発行為許可申請



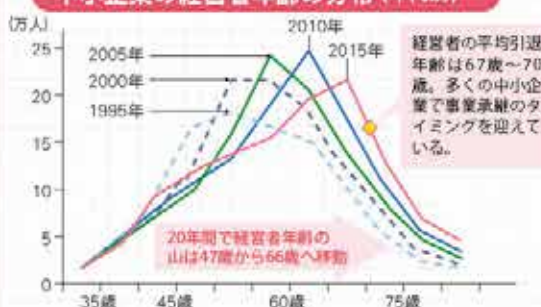
個人事業の事業承継に朗報！

中小企業の事業承継は、いまや社会問題!!

知っていましたか!? 全国の中小企業の社長さんの大半が、70歳を引際と考えているにもかかわらず、既に70歳を迎えているということ。これは何を意味するのか? それは、皆さんが行きつけのその定食屋さんも、馴染みの美容室も、近所の印刷工場も、このままだともうじき廃業するかもしれないということです。

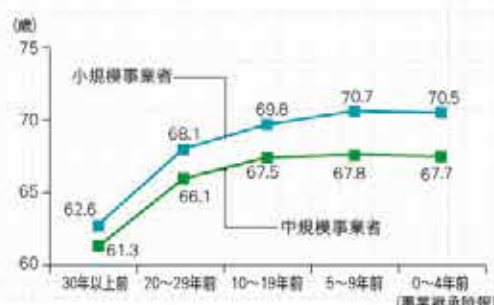
早く、後継者が事業を引き継いでもらわないと、困るんです!

中小企業の経営者年齢の分布 (年代別)



資料: 中小企業庁委託調査「中小企業の成長と投資行動に関するアンケート調査」(2015年12月、(株)帝国データバンク)、(株)帝国データバンク「COSMOS1 企業単独財務ファイル」、COSMOS2 企業概要ファイル」再編加工

中小企業の平均引退年齢の推移



資料: 中小企業庁委託調査「中小企業の事業承継に関するアンケート調査」(2012年11月、(株)野村総合研究所)

■ 中小企業の事業承継が進まない主な理由

- ・後継者になる人がいない。
- ・後継者が一人前にならない。
- そして、
- ・相続税・贈与税が心配。



事業承継に伴う贈与税・相続税がネックになっている!?

中小企業の社長は、企業の代表者であり、オーナー(所有者)でもあります。

そのため、株式や会社の財産(土地、建物、設備など)を引き継いではいじめて、後継者は社長になれるのです。その際、その財産の譲渡が贈与なら贈与税、相続なら相続税と税金が発生します。

これがときに多額になるため、その負担が重くのしかかり、後継者への禅譲がなかなか進まないという事情もあるのです。

朗報！ 個人事業の事業承継を後押し、 個人事業版事業承継税制

「そろそろ後継者に事業を譲りたいんだけど…でも、税金の問題が心配。」と考えている個人事業主の方に朗報です。これまで法人のみだった贈与税・相続税の納税猶予制度が今年から個人事業でも始まりました！

- ◎ 個人事業の納税猶予制度が、平成31年1月からスタート！
- ◎ まずは、「個人事業承継計画」を作成しましょう！

「個人版 事業承継税制」とは



個人事業主の方から後継者が事業を引き継ぐ際、必要な財産（事業用資産）を贈与された、または相続したときの贈与税または相続税の全額が後継者の方がその事業を続けている限り猶予され、その後継者が亡くなるなどしたときには、納付が免除されます。

■ 対象となる主な事業用資産

- ・ 宅地等（400㎡まで）
- ・ 建物（床面積800㎡まで）
- ・ その他の減価償却資産（設備・機械、自動車、特許権などなど）

前年度の貸借対照表に記載があるもの。



この個人版事業承継税制を利用するには、

- ・ 平成31年4月1日～令和6年3月31日までに、「個人事業承継計画」の提出・確認
- ・ 平成31年1月1日～令和10年12月31日までに、事業用資産すべての贈与または相続。
- ・ 青色申告（特別控除65万円）を行っており、これを継続すること。



行政書士は、都道府県知事に提出する
「個人事業承継計画書」、「円滑化法の認定」
の申請書類の作成、提出をお手伝いできます。

税務については、最寄りの税務署または税理士の先生にお尋ねください。

外国人技能実習生とは？



「最近、近所の農場や工場で見かけるようになった外国人技能実習生って？」

外国人技能実習制度は、途上国への技術移転による国際貢献を旗印に1993年に始まりました。日本の企業に開発途上国の若者を実習生として迎え、業務を通じて実践的な技能・技術・知識を修得してもらい、研修で得たものを母国の経済発展に生かす制度です。

日本の技術や知識を伝承することで開発途上国の「人づくり」に寄与するという国際協力の推進が最終的な目的です。

受入れ企業側のメリットとしては職場の活性化、安定した人材確保、企業の国際化等があげられます。

「どのような職種でどこの国から受け入れているの？」



現在、受入れ可能職種は、農業、漁業、建設、食品、繊維・衣服、機械・金属、プラスチック、塗装、溶接、製本、印刷、自動車整備、介護、等で80職種144作業（2019年現在）が対象となっています。

主に、ベトナム、中国、フィリピン、インドネシアなど約25万人が働いているといわれています。





「受入れ期間はどれくらい？」

入国後1年目の技能などを習得する活動(第1号技能実習)、2・3年目の習得技能をさらに習熟させるための活動(第2号技能実習)、そして4・5年目の技能をさらに熟達する活動(第3号技能実習)の3つに分けられます。

実習生は日本に入国すると、まず日本語の教育や実習生自身が法的保護を受けるために必要となる講義を受けることになります。その後、受け入れ先の機関に雇用され、現場で技能を修得するための活動を行います。その後技能の修得が一定の水準に達すると、上述の第2号技能実習の在留資格への変更が許可されるとさらに2年の実習が可能となります。

そして、平成28年11月の法改正により優良な監理団体等に対する拡充策が実施されることになり、技能実習生3号の枠が新たに出来ました。監理団体等、実習実施機関(企業)が申請をし優良と認められた場合は、従来の3年間にプラスして2年間の実習期間延長が可能となり最長5年間の実習が可能となりました。

又、今年4月に新たな在留資格「特定技能」が創設され技能実習からの資格変更も可能となり、さらに在留期間の延長が可能となる職種もあります。

これから日本は少子高齢化で年間50万人ずつ働き手が減っていくということです。ですから、これからも外国の労働力に頼らざるを得ない状況が続くと思われます。

「受入れ側の要件は？」



外国人技能実習制度は、国と国との技術交流を目的とした制度のため、技能実習生を受入れる企業は適正に制度を理解し、実施することが求められ様々な受け入れ要件がありその手続きは大変煩雑となりますので、お近くの外国人技能実習生受入れ可能な事業協同組合、又はお近くの行政書士にお問合せ下さい。



茨城県行政書士会の取り組み

各種業務研修会の開催

国土農地・建設・運輸交通・環境・保健風営・国際・市民法務などの専門部会が設置されており、各々の主催により業務に関するスキルアップ研修を実施しています。

また、職業倫理・災害支援相談員養成などについても多くの研修を実施し、会員個々の資質向上に努めています。



業務研修会で研鑽を積む会員

無料相談会の実施

毎週電話無料相談窓口を設置し、市民の皆さまのご相談をお受けする体制を整えています。

そのほか、県内各支部においても無料相談会、セミナーなど、地域の皆さまに身近な法律家として活動しています。



県内SCで行政書士制度をアピール

中小企業の支援

事業承継、補助金申請等の研修などを通じ、中小企業を支援する会員のさらなる資質向上を図りつつ、中小事業者を対象とした経営支援相談会に参加しています。

今後も、中小企業経営の安定と強化を目指した総合的支援を進めていきます。



経営支援相談会の様子

法教育の実践

近年、全国各地で、子どもの段階から法律について学ぶ「法教育」と呼ばれる授業が行われるようになってきています。

茨城県行政書士会では、県内の小学校において「著作権について」や「ゴミ問題」などのテーマで出前講座を行いました。これからも法に基づく制度の理解及び考え方を身につけられるよう教育に貢献していきます。



県内小学校で出前講座

災害支援の実施

去る令和元年10月12日、台風19号が関東各地に多大な爪痕を残しました。茨城県行政書士会では10月15日に災害対策本部を設置し、災害ダイヤル無料相談、面談による罹災・被災無料相談会を水戸市飯富町他、県内各所で実施しました。

茨城県行政書士会では、このような大規模災害発生時に市町村と協力して適切な被災者支援を行うため、「災害時における支援協力に関する協定」を県内26市町村と締結しています。今後も不測の事態に備え、さらに体制強化に努めてまいります。



高萩市との災害支援協力協定の締結

支部のご紹介

支部名 県西支部

■市町村
筑西市、古河市、結城市、
下妻市、常総市、坂東市、
桜川市、結城郡(八千代町)、
猿島郡(五霞町、境町)

■会員数
282名

■支部長事務所所在地
筑西市二木成 1406番地

■連絡先
0296-25-1907

支部名 県北支部

■市町村
日立市、常陸太田市、高萩市、
北茨城市、常陸大宮市、那珂市、
那珂郡(東海村)、久慈郡(太子町)

■会員数
120名

■支部長事務所所在地
日立市水木町 2丁目 39番 19号

■連絡先
0294-87-6227

支部名 水戸支部

■市町村
水戸市、笠間市、ひたちなか市、
小美玉市、東茨城郡(茨城町、
大洗町、城里町)

■会員数
298名

■支部長事務所所在地
水戸市大工町 1丁目 3番 11号
東陽ビル

■連絡先
029-251-3101

支部名 県南支部

■市町村
土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、
守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、
稲敷郡(美浦村、阿見町、河内町)、北相馬郡(利根町)

■会員数
396名

■支部長事務所所在地
龍ヶ崎市佐貫 3丁目 7番地 7

■連絡先
0297-63-3303

支部名 鹿行支部

■市町村
鹿嶋市、潮来市、神栖市、
行方市、鉾田市

■会員数
102名

■支部長事務所所在地
行方市矢幡 521番地

■連絡先
0299-73-3566

(令和元年11月末現在)

行政書士を探したい

茨城県行政書士会のホームページでは、所在地や業務内容などを指定して会員を検索することが出来ます。

お電話でも対応いたしますのでお気軽にお問合せください。

茨城県行政書士会

検索



<http://www.ibaraki-gyosei.or.jp/> TEL **029-305-3731**

令和元年度 無料相談会一覧

令和元年12月1日現在

	市町村名 (50音順)	開催場所	開催日	開催時間	お問い合わせ先
い	石岡市	石岡市国府地区公民館 1階 (要予約)	毎月第3土曜日 (12/21・2/22・3/21)	午後1時～午後4時	担当 若山 0299-43-0536
	稲敷市	稲敷市役所 1階 (要予約)	原則毎月第2・第4日曜日 (12/8・12/22・1/12・1/26・2/9・2/23・3/8・ 3/22)	午前10時～正午	稲敷市役所総務課 029-982-2000 予約日時:相談日 当日の8:30～11:00
	茨城町	茨城町総合福祉センター ゆうゆう館 (茨城町役場の北側) 2階会議室	毎月第3月曜日 (12/16・1/20・2/17・3/16)	午後1時～午後4時	茨城町役場 町民協働課 029-292-1111
う	牛久市	牛久市役所分庁舎 1階相談室 (要予約)	毎月第4土曜日 (12/28・1/25・2/22・3/28)	午後1時～午後4時	担当 石神 029-896-3417
お	大洗町	大洗町役場 1階ロビー	毎月第3火曜日 (12/17・1/21・2/18・3/17)	午後1時～午後4時	大洗町役場 029-267-5111
	小美玉市	小美玉市役所 (旧美野里町役場) 1階または2階会議室	毎月第3火曜日 (12/17・1/21・2/18・3/17)	午後1時～午後4時	小美玉市役所 0299-48-1111
か	笠間市	友部公民館 (笠間市市役所となり)	毎月第3水曜日 (12/18・1/15・2/19・3/18)	午後1時～午後4時	笠間市役所 0296-77-7533
	河内町	河内町農村環境改善センター (要予約)	毎月第3土曜日 (12/21・1/18・2/15・3/21)	午前10時～正午	担当 塚本 090-8509-3622 予約日時:相談日前日の17:00まで
き	北茨城市	北茨城市役所 401会議室 (要予約・市民に限る)	原則毎月第1水曜日 (12/4・1/8・2/5・3/4)	午後1時～午後5時	北茨城市役所 広報広聴係 0293-43-1111
	五霞町	中央公民館	1/18	午前10時～午後2時	担当 細井 0280-33-3685
さ	境町	境町中央公民館 2階 会議室	第4日曜日 (12/22・1/26・2/23・3/22)	午後1時～午後4時	担当 肥後 090-3043-1916
	桜川市	大和庁舎 市民ホール	12/16	午後1時～午後3時	担当 下条 0296-76-5162
		岩瀬庁舎第一庁舎 小会議室	2/17	午後1時～午後3時	担当 下条 0296-76-5162
し	常総市	水海道庁舎 市民ホール	毎月第1火曜日 (12/3・1/7・2/4・3/3)	午後1時～午後4時 10/1は午前10時～午後4時	担当 飯塚 090-8892-4712
	城里町	城里町役場 2階会議室	毎月第2火曜日 (12/10・1/14・3/10)	午後1時～午後4時	城里町役場 029-288-3111
ち	筑西市	筑西市立中央図書館 ボランティア活動室	12/14・2/15	午前10時～午後3時	担当 増戸 0296-25-1907
つ	つくば市	つくば市役所 3階 302会議室 (要予約)	毎月第2木曜日 (12/12・1/9・2/13・3/12)	午後1時～午後4時	担当 冷岡 090-2663-8541
	土浦市	土浦市役所 3階 広報広聴課 (要予約・市民に限る)	毎月第3木曜日 (12/19・1/16・2/20・3/19)	午後1時30分～午後4時30分	土浦市役所 広報広聴課 029-826-1111
と	東海村	東海村社会福祉協議会 1階会議室 (要予約・村民に限る)	毎月第2金曜日 (12/13・1/17・2/14・3/13)	午後1時～午後3時	東海村社会福祉協議会 029-282-2804
は	坂東市	猿島公民館 会議室2・3	1/26	午後1時～午後4時	担当 池ノ上 080-3399-9121
ひ	日立市	日立市役所 市民相談室 (要予約・市民に限る)	奇数月第2水曜日・偶数月第2・第4水曜日 (12/11・12/25・1/8・2/12・2/26・3/11)	午後1時～午後4時	日立市役所 広報戦略課 0294-22-3111

	市町村名 (50音順)	開催場所	開催日	開催時間	お問い合わせ先
ひ	常陸太田市	常陸太田市役所 201会議室 (要予約・市民に限る)	毎月第3月曜日(月曜が祝日の場合は翌日) (12/16・1/20・2/17・3/16)	午後1時30分～午後5時	担当 飛田 0295-52-3319
	ひたちなか市	ひたちなか市役所 1階ロビー	原則毎月第1・第3・第5木曜日 (12/5・12/19・1/16・1/30・2/6・2/20・3/5・ 3/19)	午後1時～午後4時	ひたちなか市役所 029-273-0111
		ひたちなか市役所 那珂湊支所 2階会議室	原則毎月第2・第4木曜日 (12/12・12/26・1/9・1/23・2/13・2/27・3/12・ 3/26)	午後1時～午後4時	ひたちなか市役所 029-273-0111
み	水戸市	水戸市役所 1階市民相談室併設相談室	毎週木曜日 (12/5・12/12・12/19・12/26・1/9・1/16・1/23・ 1/30・2/6・2/13・2/20・2/27・3/5・3/12・3/19・ 3/26)	午後1時～午後4時	水戸市役所 市民相談室 029-232-9109
		茨城県立図書館 3階会議室3	原則毎月第2金曜日 (12/13・1/10・2/14・3/13) 1月第4火曜日(1/28)	午後4時～午後7時	茨城県立図書館 029-221-5569
			原則毎月第3土曜日 (12/21・2/22・3/21)	午後1時～午後4時	
や	八千代町	中央公民館	2/15	午前10時～午後2時	担当 細井 0280-33-3685
も	守谷市	高野公民館 活動室他	原則毎月第2土曜日 (12/14・1/11・2/8・3/14)	午後1時～午後4時	担当 片平 0297-44-9967

この日程は変更になる場合があります。

依頼者と共に歩む行政書士。 信頼して活用を！



茨城県行政書士会
会長 國井 豊

【季のきらめき】をご覧ください、どのような感想をお持ちになりましたか!? 行政書士制度をより多くの皆さんに認知いただき、困った! どうしよう!?! ざという時の行政書士へのアクセスが有益となることを願って、発刊してまいりました。おかげさまで第9号を数えることが出来ました。超情報社会といわれる今日、その取捨選択は生活の質的向上に繋がります。そうしたことから提供する側の責任と役割はきわめて重要であり、正確にわかりやすくお伝えすることをつねに心がけて編集しております。

士業制度は世のため、人のために存在する社会の公器です。法や制度の枠組みの中で誰もが等しく活用可能であり、自らの権利を守り、日常生活において便利さを享受することができるのです。特に行政書士制度は、生活に根差した身近なことからビジネスに至るまで最も幅広い分野をカバーし、依頼者をサポートいたします。

たくさんの情報誌などの中から、本誌をお手に取っていただいたご縁が、皆さんの不安を安心に、不満を満足に、そして夢の実現への近道となることを求めて、今号も試行錯誤の連続、有益となる情報を提供させていただいたつもりです。

行政書士はつねに皆さんの身近におります。お気軽にご活用ください。皆さんの期待と信頼にしっかり応えてまいります!



年2回発行

発行所 〒310-0852
水戸市笠原町978番25
茨城県開発公社ビル5階

茨城県行政書士会
TEL (029) 305-3731
FAX (029) 305-3732

発行者 会 長 國井 豊
編集 担当副会長 嶋田 広一
広報・監査部 石神 敦子
吉成 俊勝
嶋 由美子

印刷所 コトブキ印刷株式会社

一人で悩まず気軽に相談!

茨城県行政書士会 市民相談センター

電話無料相談



(ユキマサ君)

毎週 木曜日 (祝日は除く)

午後1時30分～午後4時30分

☎029-305-3731

相続や
遺言書に
関すること

自動車に
関すること

契約書の
作成に
関すること

農地活用
に
関すること

中小企業の
支援に
関すること

運送業・
建設業・宅建業に
関すること

身近な暮らしの相談
ビジネスの相談

土地開発に
関すること

法人設立に
関すること

飲食店等の
営業許可に
関すること

外国人の
手続に
関すること

※面談による相談をご希望の方は、下記事務局
までお問い合わせください。

行政書士には法律で守秘義務が課せられています。安心して、ご相談ください。

茨城県行政書士会

〒310-0852 水戸市笠原町978-25 茨城県開発公社ビル5F

TEL 029-305-3731 FAX 029-305-3732

URL: <http://www.ibaraki-gyosei.or.jp/>

後援 公益財団法人
茨城県開発公社



茨城県行政書士会

検索

